

農楽マッチ勉強会のNPO化

2013年9月23日 決起集会

2013年10月13日 設立総会

決起集会 進行

1. 設立主旨説明
2. NPO法人化への手順説明
3. 定款の内容確認
4. その他書類説明
5. 理事・監事の選出
6. 理事会

9/23 決起集会 11:00

社員を10人以上決定

役員案

設立趣旨書

定款の起草

設立初・次年度事業計画

設立初・次年度収支予算

10/13 設立総会 12:30

議案の朗読(正会員の承認)

議事録

申請書類提出

申請書

定款

役員名簿

就任承諾・誓約書

役員の住所・居所を証する書類

社員のうち10名以上の名簿

確認書

設立趣旨書

設立総会議事録

事業計画書(初年度)

事業計画書(次年度)

収支予算書(初年度)

収支予算書(次年度)

認証の基準①

- ① 手続・申請書・定款が法令に適合
- ② 下記条件をクリア(特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号抜粋)
 - ・ イ 社員(正会員)資格に不当な条件を付さないこと
 - ・ ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員の数全体の3分の1以下
 - ・ ハ 宗教を主たる目的とするものでないこと
 - ・ ニ 政治を目的とするものでないこと
 - ・ ホ 特定の候補者や政党を推薦・支持目的とするものでないこと
 - ・ ヘ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でない
- ③ 当該申請に係るNPO法人が10人以上の社員(正会員)を有するものであること。
- ④ 3人以上の理事と1名以上の監事

認証の基準②

(注)特定非営利活動とは、以下の①～⑳に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

認証の基準③

- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動(大阪府条例で定めている活動はありません。)

申請フローチャート①

決起大会

NPO法人の設立者（発起人）が集まり次のような事項について検討します。

- ・ 10人以上の社員の確保
- ・ 設立趣旨書の作成
- ・ 定款の起草（団体の理念、目的、事業の範囲・内容の検討）
- ・ 総会・理事会、事務局等組織案の検討
- ・ 役員案（親族の制限、欠格事由などの確認）の検討
- ・ 事業計画・予算案の作成

各種書類の準備

申請に必要な書類を取り寄せて、添付書類を準備します。

設立総会

設立当初の社員が集まって、設立総会を開催します。
設立総会では、設立当初の役員の選任、法人認証申請に必要な書類の承認、申請
手続の委任などを行います。

設立認証申請

申請書と添付書類を大阪府知事へ提出します。書類不備のために不認証とならない
よう十分注意してください。

申請フローチャート②

公告・縦覧

大阪府公報に申請があった旨を公告します。

公告事項：申請日・法人の名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地

定款に記載された目的

申請関係書類は、大阪府において2か月間縦覧に供されます。

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立初年度・翌年度の事業計画書及び活動予算書

認証・不認証 の決定

設立の手續、申請書・定款の内容が法令の規定に適合しており、NPO法に定めるNPO法人の要件を満たしているかどうかを審査した結果、原則として申請書受理後4か月以内に、認証又は不認証の決定が行われます。

設立登記

認証後2週間以内に、法人成立の登記を行わなければなりません。

主たる事務所の所在地において登記された日が、法人の成立の日となります。

(認証6カ月経過後、なお未登記の場合、取り消しされることがあります。)

登記完了届出書 (閲覧用書類) の提出

法人成立の登記後、遅滞なく登記完了届出書に登記事項証明書及び設立当初の財産目録、定款等を大阪府知事に届出します。

- ・ 登記事項証明書(原本及びコピー)
- ・ 設立当初の財産目録
- ・ 定款

法人の運営

申請書類

順番	書類の名称	部数
1	特定非営利活動法人設立認証申請書 (様式第1号(第2条関係))	1部
2	定款	2部
3	役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員について報酬の有無を記載した名簿)	2部
4	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(コピー) 誓約書	1部
5	各役員の住所又は居所を証する書面 住民票	1部
6	社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面	1部
7	法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 確認書	1部
8	設立趣旨書	2部
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(コピー) 設立総会	1部
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (※当分の間収支予算書による提出も可)	2部

設立総会

- 第1号議案 設立認証(設立趣旨書朗読)
- 第2号議案 認証の基準
- 第3号議案 定款(朗読)
- 第4号議案 設立時財産(無)
- 第5号議案 事業計画書(初年度・翌年度)
- 第6号議案 活動予算書(初年度・翌年度)
- 第7号議案 設立代表者(山本文則)
- 第8号議案 事務所の所在地(東大阪市昭和町19番15号)
- 第9号議案 議事録署名人2名(黒瀬英昭・村上弘晃)